

議案第 1 号

階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(令和 2 年階上町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

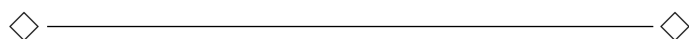
附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



提案理由

最近における物価の変動等に鑑み、立候補に係る環境の改善を目的とし、階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。